

## 契 約 条 項

### (総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に定めるところにより、本売却業務を完了するものとする。

2 乙は、この契約に明記されていない事項であっても、物件売却上必要な事項については、甲と協議の上決定するものとする。

### (物件の所有権)

第2条 物件の所有権は、乙が代金を完納したときに、甲から乙に移転するものとする。

### (代金の納入)

第3条 乙は、代金納入通知書に記載された納入期限までに代金を納付しなければならない。

### (違約金)

第4条 乙は、前条の期限を遅延したときは、その遅延日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率と同率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。)で計算した金額(100円未満であるときは、その金額を切り捨てる。)を遅延違約金として、甲に納付しなければならない。

### (協議による解除)

第5条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができる。

### (契約の解除)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙から甲に対して、契約の解除の申出があったとき。
- (3) 文京区契約事務規則(昭和39年4月文京区規則第11号)に違反したとき。
- (4) 前各号のほか、乙又はその代理人がこの契約条項に違反したとき。

### (権利の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約により生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

### (一括再委託の禁止)

第8条 乙は、この契約の履行に当たってその全部又は主要な部分を一括して第三者に委任してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、この契約の一部(主要な部分を除く。)を第三者に委託しようとするときは、委託する業務の範囲、委託先その他必要な事項について、あらかじめ書面により甲に申し出て、甲の承諾を得なければならない。

### (契約書を電磁的記録により作成する場合における契約の効力)

第9条 契約書を電磁的記録により作成する場合において、この契約は、甲及び乙が電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。)の措置を行った日にかかわらず、当該契約書の契約確定年月日の欄に記載する日に確定したものとみなし、当該日から効力を有するものとする。

### (疑義の決定等)

第10条 この契約条項の解釈について疑義が生じたとき又は契約条項に定めのない事項については、その都度甲乙協議して決定するものとする。

## 個人情報の保護に関する特記事項

### (個人情報等の保護)

第1条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、個人情報等の保護に関する法令を遵守し、又はその趣旨を尊重して、個人情報等を適切に取り扱わなければならない。

### (定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

### (秘密の保持)

第3条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務の従業者又は従業者であった者についても、前項の規定による義務を遵守させなければならない。

### (目的外利用等の禁止)

第4条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (作業場所の報告)

第5条 乙は、甲の求めに応じ、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定めなければならない。

2 乙は、甲の求めがあったときは、前項の作業場所を甲に報告しなければならない。

### (規定の整備)

第6条 乙は、個人情報等を適切に取り扱うため、安全管理に関する規定等を整備しなければならない。

### (管理責任者等の報告)

第7条 乙は、甲の求めに応じ、個人情報等の取扱いに係る管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び作業従事者を定めなければならない。

2 乙は、甲の求めがあったときは、前項の管理責任者及び作業従事者を甲に報告しなければならない。

3 乙は、管理責任者及び作業従事者を変更しようとするときは、事前に甲に申し出、承諾を得なければならない。

4 管理責任者は、個人情報等の適正な管理及び安全確保を図るとともに、仕様書等に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

5 作業従事者は、管理責任者の指示に従い、仕様書等に定める事項を遵守しなければならない。

### (教育の実施)

第8条 乙は、作業従事者に対して適切な個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する教育を実施し、必要な知識を習得させるものとし、甲の求めがあったときは、その実施状況を報告しなければならない。

### (再委託)

第9条 乙は、この契約による業務に係る個人情報等の処理を自ら行い、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、再委託することが必要なときは、当該委託先の名称、委託内容、委託理由、安全対策、再委託先に対する管理及び監督の方法等について事前に書面等により甲に申請し、承諾を得なければならない。

3 乙は、再委託先に本契約の内容を遵守させるとともに、甲に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### (持出しの禁止)

第10条 乙は、この契約による業務に係る個人情報等を作業場所以外に持ち出してはならない。

**(複写又は複製の禁止)**

第11条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等を、甲の承諾なくして複写し、又は複製してはならない。

**(授受及び保管)**

第12条 乙は、個人情報等の授受、保管及び管理について、安全管理上必要な措置を講じ、個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故を防止しなければならない。

**(個人情報等の返還及び廃棄)**

第13条 乙は、この契約が終了したときは、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等について、甲の指定した方法により返還し、又は廃棄しなければならない。

2 乙は、この契約による業務において利用する個人情報等を廃棄するときは、廃棄日時、廃棄方法、廃棄場所等を記載した書面等により甲に報告しなければならない。

**(立入調査)**

第14条 甲は、必要があると認めたときは、乙がこの契約による業務の処理に関して取り扱う個人情報等の管理状況等について、立入調査をすることができる。この場合において、乙は、これに応じなければならない。

**(報告義務)**

第15条 乙は、甲の求めに応じ、書面等により個人情報等の管理状況、履行状況等について甲に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故があった場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

3 前項の報告義務は、この契約が終了した後も同様とする。

**(公表、損害賠償及び契約解除)**

第16条 甲は、乙が第1条から前条までの規定に違反した場合は、その事実を公表することができる。

2 乙は、その責めに帰すべき理由により第1条から前条までの規定に違反し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。乙の責めに帰すべき理由による個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

3 乙が、その責めに帰すべき事由により、この契約に違反したときは、甲は、この契約を解除することができる。

**契約における暴力団等排除措置に関する特記事項**

**(総則)**

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

**(用語の定義)**

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲 発注者である文京区をいう。
- (2) 乙 文京区との契約の相手方をいう。乙が特定建設共同企業体、事業協同組合等であるときは、その構成員全てを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう（この特約においては、暴力団員には暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）。
- (6) 不当介入 不正な利益を得る目的で暴力団関係者が行う行為で、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求、妨害その他契約内容の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

- (7) 法人の役員又は使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記し、又は届出されていないが、実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者並びに直接雇用契約を締結している正社員をいう。

**(乙が暴力団関係者であった場合の甲の解除権)**

第3条 甲は、乙が各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 法人の役員又は使用人が暴力団員であるとき又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 法人の役員又は使用人が業務に関し、不正に財産上の利益を図るため又は第三者に損害を加えるために暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (3) 法人の役員又は使用人が暴力団又は暴力団員に対して、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
- (4) 法人の役員又は使用人が暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人の役員又は使用人が下請契約、資材及び原材料の購入契約等に当たり、その契約の相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約したと認められるとき。

2 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。

**(暴力団等を排除するための連携)**

第4条 甲及び乙は、警察と連携し、この契約に不当介入しようとする暴力団及び暴力団関係者を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

**(不当介入を受けた場合の措置)**

第5条 乙は、この契約の履行に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本契約に関して、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、き然として拒否し、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。
- (2) 下請負人又は再受託者がある場合において、当該下請負人又は再受託者が暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けたときは、き然として拒否し、乙に速やかに報告するとともに、警察に届け出るよう当該下請負人又は再受託者を指導すること。